

まちづくり ニュース



ホームページ

<http://www.geocities.co.jp/HeartLand-Icho/3732/>

110号

2009年7月7日



ときわ台の景観を守る会

ときわ台まちづくり委員会

代表 鈴木博之 近藤洋子

事務局 島田晴子 tel・fax 3960 - 3869

協力金振込先 郵便局00110-3-739728 ときわ台の景観を守る会

○ 藤和マンション行政訴訟 第3回口頭弁論のお知らせ

8月27日(木) 11時00分
於 522号法廷(東京地裁)

6月2日、第2回口頭弁論が開かれました。原告のひとりの意見陳述を裏面で紹介します。相手方3人の弁護士、こちらの3人の弁護士、裁判官3人との予定調整は必ず誰かが“差しさわり”となり、とうとう次回は8月になってしまいました。前回同様に多数の傍聴で問題の大きさを認識してもらいましょう。

○ 「高齢者交通安全モデル地区」とは？

ほとんどの人は気が付かなかったと思いますが、1丁目の公園の角、クリスマスローズの花壇の向かい側に、「高齢者交通安全モデル地区」の立て看板がありました。いつごろから設置されたのか、そこがなぜ選ばれたのか、警視庁と板橋警察の交通安全課(交通総務課)に問い合わせしてみました。立て看板は2、3年前から各警察署(常盤台だと板橋警察署・前野町だと志村警察署)が過去に事故のあったところとか高齢者の多いと思われるところを適当に選んで設置しているようで、効果があったと判断すれば別のところに変えることもあるそうです。また、立て看板だと不安定なので電柱に付けるタイプに変更中かもしれないとのことでした。どちらの理由かは分かりませんが、1丁目のはいつのまにか無くなっています。が、2丁目14番地の並木道にはまだ立っています。

常盤台公園の花づくり

アガパンサスが今年はとても花付きが良く、紫と白の大きな球状に咲いています。この花の利点は、病虫害に強いこと、常緑であること、花がきれいなこと、でしょう。香りがいいのは残念ですが、同じ頃咲くユリにお任せです。ユリの改良種が随分たくさん出回っていますが、ヤマユリの香りはあたり一面にただようので、さすがだなあと感じます。

しかし、今年もやっぱり折られてしまいました。公園の角のアガパンサスもユリも。蕾が出て一週間後にはきれいな薄紫の花を見せてくれるところでした。ユリも丁度良い花時に何本か被害にあいました。仏前に供えるのでは？と言う人もいるのですが、仏様が喜ぶかは疑問。皆が楽しむものは大事にしたいものです。今年にはサザンカもバラも虫の被害が少なかったと思いませんか。ミツバチの減少も新しい農薬のせいと言われているので、関係があるのかもしれませんが、自然の摂理を人間のさかしらでいじめることは途方も無く恐ろしい気がします。

定例会 七月十一日(土) 七時

一・二丁目町会事務所

私の子どもたちは常盤台小学校に通っており、藤和のマンション計画によって児童の通行の安全、特に登下校時の安全がおびやかされるのではないかと危惧しています。

当該マンションの前面道路は4mの車道と2mの自主管理歩道になっています。しかし、これにつながる道路は、ところどころ4mに満たない幅員の既存の道路です。この道は南常盤台1丁目地域の常盤台小学校へ通う子どもたちの通学路です。毎朝8時前後に環七を渡って、多くの子どもたちが列を作って登校し、下校時には各学年バラバラに一人で、あるいは、友達といっしょにこの道を通り、帰ります。甲6号証についている写真は、この道路の朝の通学風景です。

さらに、甲6号証の青色の部分の道も通学路です。常盤台小学校は、登下校に正門を使うことになっているので、子どもたちはこの道を通って突き当たりの区道2199号を右に曲がって登校し、下校時には逆の道順で下校します。私の子どもも、下校時にこの道を使っています。

また、線路の南側の南常盤台2丁目地域の子どもたちは、踏切を渡って通学してきます。

藤和のマンション周辺の道路は、区道2199号を除いて、いままでは狭小な道だったこと、車を利用している人が少なかったことで、車や自転車の通行、人の往来は多くありませんでしたが、このマンションの出現により、マンションの居住者が使う車、マンション1階で開業する、整形外科の診療所に通院する人の車、また居住者への配達が増えます。増えた車は、子どもたちの通学路を通行するのです。

また、交通ルートも激変します。東武鉄道の線路と並行している前面道路が整備されると、区道2199号からこの道路に入ってくる車が増えるでしょう。しかしこの道を通って出て行く先の道路は、幅4mに満たないところもある子どもたちの通学路か、あるいは線路際の路面状況の悪い細い道で、この線路際の道も通学路です。私はこの周辺の道路の幅員を実測して甲6号証を作成しました。実際に測ってみると、幅4mに満たないところがたくさんあります。これらの道とマンションの開発道路とが、地域の住民の交通の便を良くするものだとはいえません。かえって子どもたちの安全をないがしろにするものだと思います。

このような道幅が狭く危険な道路状況の場所に、高層マンションの建築ができるのは、何か、からくりがあるのでしょうか。板橋区は道路に関する建築行政をどのように考えているのでしょうか。私が知りたいのは形式的な法律解釈のことではありません。日々そこで実際に生活している住民の安全を守る、血のかよった行政を期待しているのです。交通調査は当然実施したと思いますが、その結果を示すこともなく安全上問題は無いと言われても納得することはできません。安全だと言うのであれば、板橋区はその結果を提出すべきです。

私は、子どもたちの安全のために、藤和のマンション計画の建築確認は取り消されるべきだと思います。この裁判の原告となりました。裁判所には、子どもたちの安全に十分配慮した判決をくださるようお願い致します。

裁判官も納得した表情で聞いていました。

前回の裁判所からの請求で、被告側から車の出入り口の図面が提出されました。既に板橋区建築審査会では、車の出入り口は5mの道路が必要とされました。現状の4mに2mの自主管理歩道をつけ、道路状だから良いだろう、というのが建築審査会の判断でしたが、道路と道路「状」とは違うでしょう。今植栽の工事をしていますが、自主管理歩道との間に植樹されたら、はしご車の進入は可能でしょうか。そもそもこんな大きな建物が建つための条件である「道」は、たった10mでも「道」といえるのでしょうか。板橋区がこんな道を作ってあげた理由は何なのでしょう。